

久喜市建築審査会傍聴要領

平成26年5月12日

久喜市建築審査会

決裁第2号

1 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、終了となります。
- (2) 傍聴を希望する方は、久喜市建築審査会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、議長及び事務局の係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議を傍聴するに当たって守るべき事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退席していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (6) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (7) 会議場において撮影、録画、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、久喜市建築審査会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。